

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立総合療育センターにおいて、障害者自立支援法の生活介護に係る昼食の提供をした場合、同法による介護給付費に加算が行われることに鑑み、昼食の提供に係る使用料の額を改める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立総合療育センターで行う生活介護において昼食を提供する場合の使用料の額を、次のとおり改める。

現行	改正後
1食 530円	ア 市町村民税非課税者 140円 イ 低所得者 300円 ウ その他の者 530円

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とし、平成24年4月1日から適用する。